

所得が前年に比べて半分以下に減少する方の 令和3年度市民税・県民税の減免について

令和3年6月

神戸市では所得が前年に比べて半分以下に減少する方に対する減免制度を設けております。次に該当する場合には、申請により市県民税が軽減されますので、お問い合わせください。

※ 減免の制度は各市町村によって異なりますので、ご注意ください。

前年に比べて本年の所得が半分以下に減少すると認められる場合は、その減少率に応じて市県民税が減免されます。なお、この減免は原則その年の所得が確定してからの適用になりますので、例えば令和3年度市県民税についての減免申請ができるのは、令和4年1月以降になります。(ただし、病気やケガ等で離職・廃業したなど、申請時点以降から当年の年末まで所得が明らかにならないと見込まれる場合は、ご相談ください。)

(1) 減免が受けられる方・・・①と②の両方の要件を満たす方

- ① 令和2年中(注1)の合計所得金額が400万円以下(注2)で、
- ② 令和3年中の普通所得(注3)の金額が令和2年中の普通所得の半分以下に減少する(下記の(3)が0.5以上になる)と認められる方

注1 令和2年中とは、令和2年1月～令和2年12月までの一年間をいいます。

注2 控除対象配偶者・扶養親族のある人は、その配偶者控除額・扶養控除額等(16歳未満の年少扶養親族については33万円、同居特別障害者については23万円)をその方の合計所得金額から差し引いた金額が400万円以下になるかどうかで判定します。

注3 普通所得の金額とは、総所得金額のうち譲渡所得及び一時所得に係る所得金額以外の金額をいいます。(給与所得とは給与支払金額ではなく、給与所得控除後の金額のことです。)

(2) 減免対象となる税額

令和3年度の市県民税年税額のうち、普通所得に対する所得割額(均等割額は減免対象から除かれます)。

(3) 減少率

$$\text{減少率} = \frac{\text{前年の普通所得の金額} - \text{本年の普通所得の金額}}{\text{前年の普通所得の金額}}$$

(4) 減免額

減免対象となる税額 × 減少率 × 0.5
<p>《具体例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年中の普通所得金額が 350 万円 ・ 令和3年中の普通所得金額が 140 万円 ・ 令和3年度の市県民税年税額のうち、普通所得に対する所得割額は 60,000 円 <p style="text-align: right;">の場合</p>

I 減少率 = (350 万円 - 140 万円) / 350 万円 = 0.6

II 減免額 = 60,000 円 × 0.6 × 0.5 = 18,000 円

※ 上記の例はあくまでも概算ですのでご注意ください。

(5) 手続きの方法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送での提出を推奨しています。

【郵送の送付先】

〒653-8762 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号-3階 市民税課(個人市民税担当)

【申請に必要なもの】

- ・ 減免申請書
- ・ 令和3年中の所得状況のわかる書類(確定申告書の控、源泉徴収票等)

減免申請書は神戸市ホームページより取得できます。

神戸市 市県民税 減免申請書

検索 

●**窓口にお越しの場合** ※区役所にお越しの際は、テレビ電話での対応となります。

区役所(市税の窓口)	所在地
東灘市税の窓口	東灘区住吉東町5丁目2-1 (東灘区役所3階)
灘市税の窓口	灘区桜口町4丁目2-1 (灘区役所1階)
中央市税の窓口	中央区雲井通5丁目1-1 (中央区役所3階)
兵庫県市税の窓口	兵庫県荒田町1丁目21-1 (兵庫県役所6階)
北市税の窓口	北区鈴蘭台北町1丁目9-1 (北区役所5階)
北神市税の窓口	北区藤原台中町1丁目2-1 北神中央ビル (北神区役所4階)
須磨市税の窓口	須磨区大黒町4丁目1-1 (須磨区役所1階)
垂水市税の窓口	垂水区日向1丁目5-1 (垂水区役所2階)
西市税の窓口	西区玉津町小山180-3 (西区役所2階)

※長田区にお住まいの方は、新長田合同庁舎3階(長田区二葉町5丁目1-32)にお越しください。

●**電話でのお問い合わせの場合** TEL:078-647-9300 FAX:078-647-9560 (神戸市 市民税課)